

S&Uだより

safety & useful 発行 No268

2020年3月10日
(株) マルジン
福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201
名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896
新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773
福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

あれよあれよという間に もう3月です。この冬も 本当に雪のない暖冬でした。(もう そう言ってもいいでしょうね) 期間契約高額で借りている除雪車は まったく出番なく ただひたすらマルジンの敷地のすみっこに鎮座しております。それでもやはり雪が降らないのは ありがたいです。降雪の現場では 本当に命がけですから。今年は東北の現場でも 雪が少ないため マルジンの全体としては 作業効率が格段に上がりました。ありがたいことですが 降るべき時に降らない気候では 昨年同様 また今年も格段に「危険な暑さ」が待ち受けているのでは?と やはり案じてしまいます。

この一か月 終息するどころか 感染者が増え続けている「新型コロナウイルス」ですが とうとう日本も2月末から3月初めまで「人の集まる不要不急の集会やイベントは控えるように」「小中学生は3月初めから春休みまで休校に」という 政府?(総理)からの通達に 相次ぐイベントや音楽ライブ、はたまた飲み会迄も自粛ムードです。音楽ライブなどにしても もうすでにミュージシャンや関係者が現地入りして、さあ あと数時間でライブ!というところで「中止」の決定がなされました。……まさに苦渋の決断でしょう。

裏話があるアイドルが赤裸々に話していましたが 台風などの大きな災害などでのイベント中止は 保険が適応されるため 被害もカバーできるけれど「自粛」などの曖昧な基準で損害が出たとしても保険対象外だそうです。ある意味 東日本大震災に匹敵する事情だと思うのですが すべてOKとなると 今度は保険会社が対応しきれないということでしょう。

「ダイヤモンドプリンセス号」の乗客の感染対応についても「早く降ろさなかったからだ」とか「消毒ゾーンと 未消毒ゾーンの区切りが不十分だ」とか「検査が不十分」にわか評論家のような方も含め いろいろ言いたい放題でしたね。全部の方々が下船してからは 今度は小中の臨時休校について 野党を皮切りに これまたあーだこーだの戦々恐々です。感染者でも人によって症状の出方が様々らしいので 陰性と判断され下船した人の中で自宅待機の期間であるはずの方が スポーツジムやゴルフに行かれ 陽性反応が出るころには 他の人にうつしている・・・という

60代、いくらなんでも大人げない行動だと思うご老人も出てきていますね。

想像の域を超えてはいませんが 時間とお金の余裕があってクルーズ船で旅をされる方なのでしょうから 家でじっとされるのは難しかったのでしょうか? 潜伏期間がまだ判明しないだけに もう大丈夫と思われたのでしょうか 実際こんなこともあるのだと驚かされました。

「未知のウイルス」なのでですから 避難よりまずこの危機を乗り越えることに 皆が協力していかなければなりません。

聞きなれない言葉も耳にするようになってきました。それは「ミングる」という言葉です。専門家会議のメンバーがキーワードとして挙げるのが、「人と入り交じる」=英語で「ミングる」なのです。(決して「みんなグルで隠蔽」ではありません) 新型コロナウイルスは感染してもおよそ 80%の人は軽症ですみ、ほとんど症状が出ない人もいとされ、北海道では、広い範囲で感染が確認されている状況から見て、感染しても症状が軽く、仕事や遊びなどで活動が多い若い世代で、気付かないうちに感染が広がっていたと考えられるとしています。

このため、特に 10代から 30代の若い世代に、知らず知らずのうちに感染を広げてしまわないよう、しばらくの間は多くの人と入り交じる、「ミングる」状況をできるだけ避けてほしいとしています。

自分ができる限り 感染予防策を講じ 外出についても 報道されている注意点を留意して 密閉空間を避け 他の人との距離を保つように心がけて なんとか収束に向けて 皆が予防したいものですね。

若者言葉かと思いましたが 英語の「混ぜる、入り混じる」とかいう意味らしいのですが 若い人に受け入れてほしいからこういう言葉を 前面に出したのかもしれませんが 若者だけでなく みんなの心に響き「自分が守ってこう、気を付けよう」という行動に移れますよう 心より祈ります。

なんとか この未曾有の危機を乗り越えて 良き春を迎えたいものですね。

マルジン 3月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

<コロナにまけるな!>

3月に入り 世界規模で猛威を振るいまくる
コロナウイルス!
とうとう日本での感染者数が 1000 人を
超えました。このままでは
2020 オリンピックも開催が危ぶまれます。
みんなで協力し ここで食い止めねば!

2020年3月第268回は～建設現場での“コロナウイルス”対応法～について

国交省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、これまでも建設業者や団体に適切な対処を促してきた。千葉県内では2月21日、熊本県内では2月24日に工事現場で、新型コロナウイルスに感染している作業員が業務に従事していたことを受けて、今回の発表に至った。

新型コロナウイルス感染症について



具体的な対応方法については、都道府県と管内の市町村における公共工事では、円滑な施工を確保する観点から、発注した工事現場で状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定人物が触れる箇所を定期清掃することで、感染予防を徹底する。担当職員だけでなく、受注者を通じて、全作業員が健康管理に留意することも推奨された。

また、都道府県などの発注工事では施工を担う作業員などに、新型コロナウイルス感染者がいることが明らかになった場合は、速やかに受注者から発注者に報告し、所要の連絡体制を構築する。都道府県の保健所などの指導に従い、感染者やその人物に接触した疑いがある者の

自宅待機をはじめとする措置を講じる。

新型コロナウイルスに感染した作業員や濃厚接触者などが業務を進められないことに伴い、受注者から工期の見直しなどの申し出があった際には、必要に応じ、工期の再設定やこれにより求められる請負代金の変更など、適正な処置をする。このケースでは、特段の事業が無い限り、受注者の責によらない事由として取り扱われるとした。

公共工事標準請負契約約款第20条第1項には、「天災などにより工事目的物などに損害が生じ、または工事現場の状況が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は受注者に工事の一時中止を命じなければならない」と記載されている。この項目に基づき、感染者の発生で、施工を継続することが困難と確認された場合には、発注者は、的確に工事の一時中止を指示する。